

日本放送協会 理事会議事録

(平成29年 2月14日開催分)

平成29年 3月 3日(金)公表

<会議の名称>

理事会

<会議日時>

平成29年 2月14日(火) 午前9時00分～9時50分

<出席者>

上田会長、堂元副会長、森永専務理事・技師長、今井専務理事、
坂本理事、安齋理事、根本理事、松原理事、荒木理事、黄木理事、
大橋理事
森下監査委員

<場所>

放送センター 役員会議室

<議事>

上田会長が開会を宣言し、議事に入った。

付議事項

1 審議事項

- (1) 平成29年度組織改正について
- (2) 平成29年度要員計画について
- (3) 平成30年度の職員採用について
- (4) 放送受信者等の個人情報保護に関する指針及び解説の改正案に対する意見募集への対応について

2 報告事項

- (1) 「平成29年度収支予算、事業計画及び資金計画」に付する総務大臣の意見について

議事経過

1 審議事項

- (1) 平成29年度組織改正について
(経営企画局)

平成29年度組織改正について、審議をお願いします。

29年度の組織改正では、「新しい放送・サービスの実現に向けた体制の整備」として、報道局の業務体制の再編、報道局・放送技術局の業務体制の再編、および技術局の業務体制の再編を実施します。また、「最適な組織の構築に向けた体制の整備」として、経理局の業務体制の再編、技術局・放送技術局の業務体制の再編、営業拠点の再編、および考査業務体制の再編を実施します。

本件が決定されれば、一部を除き29年6月に実施します。

(大橋理事) 報道局の業務体制の再編により、報道局と地域局との連携機能が低下することがないように、お願いします。

(荒木理事) 報道局の業務体制の再編の主旨は、さまざまな場面で地域支援を行い、情報発信の強化に対応していくことです。

(会長) 各役員の見解を踏まえて、報道局の地域局支援と情報発信の強化という目的を達成してください。

原案どおり決定します。

- (2) 平成29年度要員計画について

(人事局)

平成29年度要員計画については、28年12月6日の理事会で、予算人員1万303人で決定されています。本日は、具体的な計画を取りまとめましたので、審議をお願いします。

29年度の要員計画では、経営資源の再配分を進めます。具体的には、

業務のアウトソーシングにより68人分、業務のスクラップにより134人分、あわせて202人分の要員削減を実施します。一方、新規業務への対応等のために、全体で202人分の増員配置を実施します。

また、2020（平成32）年東京オリンピック・パラリンピックの準備体制強化として、30人増員します。

（会 長） 平成29年度で「全体最適」は完遂しますが、その中で新たな課題があれば検討し、次期経営計画につなげていきたいと思えます。

原案どおり決定します。

（3）平成30年度の職員採用について

（人事局）

平成30年度の職員採用について、審議をお願いします。

30年度に入局する職員については、370人程度を採用したいと考えています。これは今後の退職見込み数などを考慮して算定した人数です。

（坂本理事） 370人の職種別の内訳はどうなっていますか。

（人事局） 現時点では前年並みと考えていますが、詳細についてはまだ決定していません。

（根本理事） 採用方法等も含めて、別途役員の間で意見交換する機会を作りたいと思っています。

（森永技師長） 広報活動において、昨年と比べて何か変わったことはありますか。

（人事局） 例えば採用ホームページは、前年度と比べて見やすくしていくなど、より細やかな対応ができる体制を取っています。

（会 長） 平成30年度の職員採用については、原案どおり決定します。また、採用方法等については、今後役員間で議論を深めていきたいと思えます。

（4）放送受信者等の個人情報保護に関する指針及び解説の改正案に対

する意見募集への対応について

(情報公開センター)

総務省は、平成29年5月30日に予定されている改正個人情報保護法の施行に伴って必要となる事項等の検討において、28年9月から「放送を巡る諸課題に関する検討会 視聴環境分科会」を開催し、10月には同分科会の下に「視聴者プライバシー保護ワーキンググループ」を設けて、議論を進めてきました。その結果、29年1月に、「放送受信者等の個人情報保護に関する指針及び解説の改正案」(以下、「改正案」)を公表し、2月15日まで意見募集を行っています。これに対し、NHKとして意見を提出することとしたいので、審議をお願いします。

5章37条に分かれている改正案のうち、意見を提出するのは、第3章「視聴履歴の取扱い上の注意」の第34条「受信者情報取扱事業者は、視聴履歴を取り扱うのに当たっては、要配慮個人情報を推知し、又は第三者に推知させることのないように注意しなければならない。」についてです。この要配慮個人情報とは、本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴など、取り扱いに特に配慮を要するような個人情報のことで、改正個人情報保護法で新しく設けられているものです。

提出意見は、次のとおりです。

「受信者情報取扱事業者にとっては、何に注意しなければならないのかが容易にわかるように、本条の対象とならないような単なる『推測』と、本条の対象となる『推知』とを、明確に区別できることが重要です。

例えば、視聴者に番組をレコメンドするために視聴履歴を取り扱う業務担当者が、内心で要配慮個人情報を『推測』してしまったに過ぎないようなことにまで規制が及ばないよう、どのような注意が外形的に必要なのか、明確にされることが望ましいと考えます。」

以上の内容が決定されれば、NHKの意見を総務省に提出します。

(黄木理事)

指針及び解説の改正案に対する提出意見案としては、これで妥当だと思います。提出意見案の後半部分に関連してですが、NHKとしては、視聴履歴を取り扱う業務担当者が、たとえ内心であっても要配慮個人情報を「推測」することができるようなデータの取り扱い方を容認してはならない

と思います。すでにBSでは、個人を特定する形でなく、モニター上で視聴者の同意を得た上で、視聴傾向を自動的に取り扱うということもできるようになっています。同意を取る方法をより厳密にするなど、さまざまな業務的対応が必要になると思いますが、どの辺りまで検討が進んでいますか。

(情報公開センター) 今は、改正個人情報保護法施行に向けて個人情報保護や情報セキュリティなどに関する規程類を見直している段階です。具体的な運用については徐々に進めていきたいと思います。

(黄木理事) 「要配慮個人情報を推知し、又は第三者に推知させること」に該当しない事例としては、本人の視聴履歴の分析結果に基づき、特定の過去の番組などのレコメンドサービスを提供することなどが挙げられます。しかし、他の消費行動などと結び付けて推知をするようなことはしてはならないので、視聴者の信頼を得られるような形で視聴履歴を取り扱うためのルールを構築する必要があると思います。できるだけ早急に、プロジェクトを作るなどして検討を進めるべきではないかと思います。

(会長) まずは提出意見案がこれで良いかどうか決めた上で、NHKとして視聴履歴の取り扱いについてどういう体制や仕組みを作るべきか、議論を深めたいと思います。

(荒木理事) この意見案で一番重要なところは、「どのような注意が外形的に必要なのか」明確にしてほしいということだと思います。ですから、「内心で要配慮個人情報を『推測』してしまったに過ぎないようなことにまで規制が及ばないよう」という部分は不要ではないでしょうか。

(坂本理事) この提出意見で大事なことは、通常業務の範囲

内で「推測」してレコメンドをしても、「推知」ではないかと拡大解釈されるリスクを避けるための意見を述べるということだと思います。

(黄木理事) 「推知」の定義をもっと明確にわかりやすくしてほしいという主旨が伝われば、内心についてまで述べなくても良いのではないかと思います。

(坂本理事) 放送総局にも再度確認しておいてください。

(情報公開センター) この議論を受けまして、提出意見案の第2段落をすべて書き替え、「視聴者に番組をレコメンドするために視聴履歴を取り扱う従業者が、どのような注意をすることが必要なのか、外形的にわかるよう明確にされることが望ましいと考えます。」としたいと思います。

(会 長) この内容で決定します。

2 報告事項

(1) 「平成29年度収支予算、事業計画及び資金計画」に付する総務大臣の意見について

(経営企画局)

NHKの「平成29年度収支予算、事業計画及び資金計画」(以下、「収支予算等」)に付する総務大臣の意見が、平成29年2月8日の電波監理審議会への諮問・答申を経て取りまとめられ、これが付されたうえで、収支予算等が2月10日の閣議を経て国会に提出されました。この総務大臣の意見の内容について、報告します。

意見では、収支予算等について、「国民・視聴者の信頼と多様な要望に応える質の高い番組の提供、国際放送の充実等による海外情報発信の強化、我が国の経済成長の牽引力として期待される4K・8K等の先導的なサービスの推進、インターネットを活用した新たなサービスの創造、大規模災害等に備えた公共放送の機能の強靱化、受信料負担の公平性の確保等に向けて取り組むこととしており、おおむね妥当なもの認められる。」としています。

そのうえで、「放送を巡る社会環境は、今後大きく変化することが想定されており、単に従来の延長線上の取組だけでは、中期的には、協会が

公共放送の担い手としての役割を十分に果たすことができないのではないかと考える。そこで、協会の在り方について、『業務』・『受信料』・『ガバナンス』の三位一体で改革を進める検討を、協会においても、早急に実施することを求める。」としています。

なお、「収支予算等の実施に当たっては、協会は自らの経営が国民・視聴者の受信料によって支えられていることを十分に自覚し、業務の合理化・効率化に向けたたゆまぬ改善の努力を行うとともに、国民・視聴者に対する説明責任を果たしていくことが必要である。」としています。

また、特に配意すべき点として、「国内放送番組の充実」、「国際放送の充実等による総合的な海外情報発信の強化」、「4K・8K放送の積極的推進及びインターネット活用業務に関する関係者間連携」、「経営改革の推進」、「受信料の公平負担に向けた取組」、「放送センター建替」、「東日本大震災等からの復興への貢献と公共放送の機能の強靱化」、および「三位一体改革」の8項目を挙げています。

本件は、本日開催の第1277回経営委員会に報告します。

(大橋理事) 総務大臣意見で特に配意すべき点の一つとして挙げられた「放送センター建替」については、これまでも透明性や客観性の確保に努めており、今後も説明責任を果たしていきます。一方、地方からの情報発信、地方創生への貢献の観点からの機能の地方分散については、建替本部だけでできるものではないので、各現場部局の知恵を集結して、ぜひ全役員で意見を交わしながら進めていきたいと思いをします。

(会長) 組織横断的な課題など、必ずしもそれぞれの役員担務の中で解決できない問題があります。放送センター建替は、NHKにとって大変大きな課題の一つなので、担当役員を中心に役員力を集結して、進めたいと思いをします。

以上で付議事項を終了した。

上記のとおり確認した。

平成29年 2月28日

会 長 上 田 良 一